

茨城町難病患者見舞金支給制度

茨城町では、難病にり患した方の福祉の増進を図るため、見舞金を支給しています。支給を受けるには、毎年申請が必要です。

▶**対象者** 次の要件を全て満たす方

- ・茨城町に住所を有する方
- ・茨城県から指定難病特定医療費受給者証の交付を受けている方
- ・生活保護を受けていない方

▶**支給額** 年額 20,000円（年1回の支給）

※他市町村で支給を既に受けている方は対象になりません

▶**申請について**

○申請に必要なもの

- ・茨城県指定難病特定医療費受給者証（申請時に有効なもの）
- ・本人または保護者の振込先の口座情報が確認できるもの（口座番号確認のため写しをいただきます）
- ・本人確認ができるもの（運転免許証等）
代理の方が申請する場合
- ・代理の方の身分証明書

▶**申請期間** 令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火) ※土・日曜日、祝日は除く

▶**申請窓口** 社会福祉課（1階2番窓口）

【申請・問合せ先】 社会福祉課 ☎ 029-240-7112（直通）

在宅重度心身障害児福祉手当のご案内

在宅の障がい児を介護する家庭の経済的援助を図るために、20歳未満の心身に障がいのある児童を養育している保護者に手当を支給する制度です。

▶**対象者**

心身に重度の障がいを有する在宅の20歳未満の障がい児を養育している保護者

＜支給対象になる障がいの程度＞

- ・身体障害者手帳1級・2級・3級に該当するもの または 4級に該当するもののうち、下肢に障がいを有するもの
- ・療育手帳 ㉔、A、B に該当するもの

※ただし以下の場合には該当になりません。

- ・障がい児が施設に入所しているとき
- ・障害児福祉手当を受給しているとき
- ・保護者の前年度の所得が一定以上の場合

▶**手当の内容**

- ・手当額 月額 3,000円
- ・支給月 3月、9月の年に2回

【申請・問合せ先】 社会福祉課 ☎ 029-240-7112（直通）

令和7年度

特別児童扶養手当 特別障害者手当 障害児福祉手当 のご案内

特別児童扶養手当

身体または知的、精神に障がいのある20歳未満の児童を、家庭で養育している保護者に支給されます。

○**手帳等による等級の目安**

1級（重度）

▶手当額 **56,800円／月**

- ▶対象
- ・身体障害者手帳がおおむね1・2級（内部疾患は例外があります）
 - ・療育手帳が㉔、A
 - ・精神障害者保健福祉手帳がおおむね1級

2級（中度）

▶手当額 **37,830円／月**

- ▶対象
- ・身体障害者手帳がおおむね3級（内部疾患は例外があります）
 - ・療育手帳がおおむねB
 - ・精神障害者保健福祉手帳がおおむね2級

○**支給方法**

年3回（4月期・8月期・12月期）指定銀行口座に振込となります。

※次のいずれかに該当する場合には支給されません。

- ・受給資格者及び扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合。
- ・児童及び父、母又は養育者が日本国内に住んでいないとき。
- ・児童が障がいによる公的年金を受けることができるとき。
- ・児童が児童福祉施設に入所しているとき。（親子入所を除く）



特別障害者手当

身体または知的、精神の障がい著しく重度または重複しているため、日常生活において常に特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。

▶手当額 **29,590円／月**

▶支給方法 年4回（2月期・5月期・8月期・11月期）指定銀行口座に振込となります。

※重度の介護認定（要介護4～5など）を受けており、常に特別の介護を必要とする方は、手当の対象となる場合があります。

次のいずれかに該当する場合には支給されません。

- ・受給資格者及び扶養義務者の前年度の所得が一定額以上の場合。
- ・福祉施設等へ入所しているとき。
- ・病院等に3か月を超えて入院しているとき。

障害児福祉手当

身体または知的、精神の障がい重度であるため、日常生活において常に特別の介護を必要とする在宅の20歳未満の児童に支給されます。

▶手当額 **16,100円／月**

▶支給方法 年4回（2月期・5月期・8月期・11月期）指定銀行口座に振込となります。

次のいずれかに該当する場合は支給されません。

- ・受給資格者及び扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合。
- ・福祉施設等へ入所しているとき。

所得状況届、現況届の提出について

手当の支給要件を確認するために、特別児童扶養手当を受給している方は、所得状況届の提出が必要になります。また、特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している方は現況届の提出が必要となります。

対象者には通知を送付しますので、毎年8月12日～9月11日の期間中に手続きをお願いします。

受給するためには、請求のお手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】 社会福祉課 ☎ 029-240-7112（直通）